

第1編 總論

1 計画策定の目的

本市では、平成21年3月に「北見市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、目標数値の達成に向けて廃棄物処理及び生活排水処理の基本方針を掲げ、各種施策を推進してきました。

また、近年、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会システムから、排出抑制・循環利用・適正処理による環境負荷を抑制した循環型社会への転換が求められています。

今回、北見市一般廃棄物処理基本計画の計画期間終了に伴い、前計画の検証・見直しを行うとともに、新たな課題にも対応する基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に定める一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理計画)のうち、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成される長期計画です。

本計画は、本市のまちづくりの基本方針を示した「北見市総合計画」や「北見市環境基本計画」などとの整合性を図りながら、ごみ処理及び生活排水処理の基本的事項を定めます。

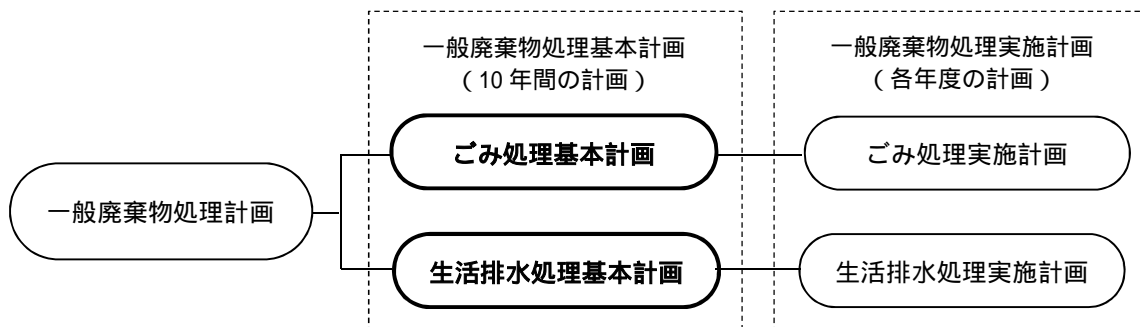


図 1-1 本計画の法律上の位置づけ

(注) 廃棄物処理法では、廃棄物は処理責任の体系から「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されています。一般廃棄物とは、家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って生じる産業廃棄物以外の廃棄物からなっています。なお、し尿を除くこれらの廃棄物を「ごみ」としていることから、家庭から排出されるし尿を除く廃棄物を「家庭系ごみ」、事業所等から排出されるし尿を除く廃棄物を「事業系ごみ」と呼称しています。

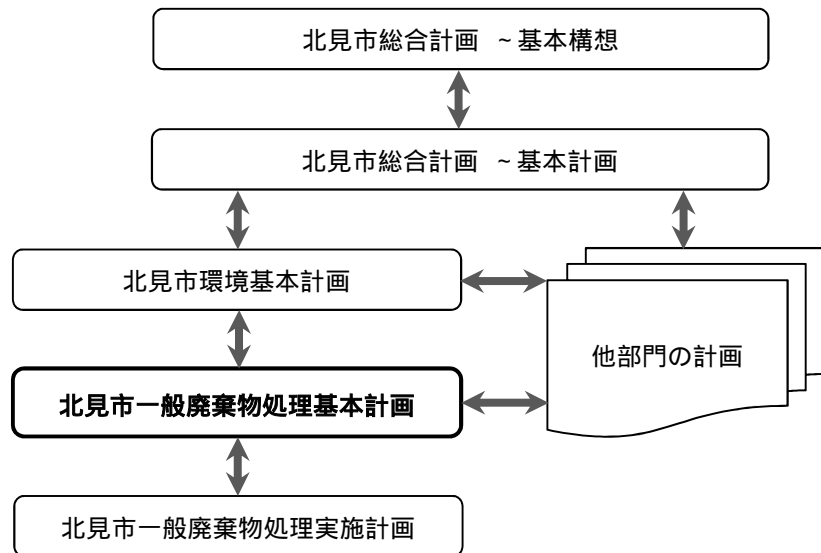


図 1-2 本計画の関連計画との位置づけ

3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2028年度までの10年間とします。2023年度の間目標年度、もしくは目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえた適切な時期に見直しを行います。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
内容	計画開始年度				中間目標年度					計画目標年度

図 1-3 計画の期間

4 計画の区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域及び広域処理区域(訓子府町・置戸町)とします。ごみ処理及び生活排水処理の推進にあたっては、北見自治区・端野自治区・常呂自治区・留辺蘂自治区の4自治区間の連携を図ります。

1 まちの概要

本市は、北海道の東部に位置し、大雪山系から北見盆地を経てサロマ湖とオホーツク海に至る常呂川水系が貫流している人口約12万人のオホーツク圏最大の中核都市です。

平成18年3月5日に四季折々の鮮やかな自然とゆとりある都市空間を有する「北見市」、美しい田園風景が広がる「端野町」、ホタテなど水産資源に恵まれた「常呂町」、北海道屈指の温泉郷と林業で名高い「留辺蘂町」の魅力あふれる4つの地域が合併し一つのまちになりました。

多彩な地域資源を生かした農林水産業を基盤にオホーツク地域の産業・経済の中核都市として、医療・学術・教育・文化など各分野において活力あるまちづくりに取り組んでいます。



図 1-4 北見市の位置

2 人口

平成30年3月末の人口は117,939人です。世帯数は61,299世帯であり、1世帯あたりの平均人口は1.92人です。

表 1-1 北見市の人口

(単位：人)

区分	男	女	合計
年少人口(0～14歳)	6,630	6,337	12,967 (11.0%)
生産年齢人口(15～64歳)	33,496	33,533	67,029 (56.8%)
老年人口(65歳以上)	15,880	22,063	37,943 (32.2%)
人口総数	56,006	61,933	117,939 (100.0%)

平成30年3月末現在

3 産業

(1) 農業

石北峠からオホーツク海沿岸までの東西約 110 km にわたる広大な自然の中で、太陽と豊かな大地の恵みを受けて、稲作、麦類・馬鈴しょ・てん菜・豆類の畑作、たまねぎなどの野菜に加え、酪農・肉用牛・養豚などの畜産による多様な経営が行われています。

(2) 漁業

資源豊かなオホーツク海とサロマ湖に面し、外海ホタテ漁業、サケ・マス定置網漁業を基幹産業としています。その他に毛ガニやウニ、カレイなどの水揚げがあり、資源管理型漁業を進めています。サロマ湖内では、ホタテやカキの養殖、ホッカイシマエビ漁が盛んです。

(3) 林業

森林面積は、行政面積の約 66% を占めています。植栽や間伐などの森林施策が進められているほか、豊富な森林資源を背景に道内有数の集成材工場をはじめ木材を活用した林産業も盛んで、地元企業との連携を深めるとともに、あらたな木製品の開発や販売促進、木材の未利用資源を利用した木質バイオマスの取り組み、木育の普及・啓発などが進められています。

(4) 商業

本市は、オホーツク圏の中核都市として小売商圈の規模を拡大してきた商業の活発なまちです。中心商店街は、昔から小売・サービス・飲食業などの機能が集まる市民交流の場であり、さまざまなイベントを通して魅力ある商店街づくりに取り組んでいます。

(5) 工業

地域資源を最大限に活かした北見工業団地・北見ハイテクパークなどへの企業立地や産業間連携による新製品開発の取り組みを積極的に進め、付加価値を高めることによって物流コストを克服し、積極的な販路開拓を行うなど地域経済の活性化に取り組んでいます。

1 前計画の取り組みの評価

平成 21 年 3 月に策定した「北見市一般廃棄物処理基本計画」は、平成 26 年 6 月に見直しを行い、各種施策を進めてきました。計画に基づく施策の評価を以下に示します。

(注) 施策の評価は次のように表します。

- ・実施できたもの、充実が図られたもの
- ・成果が見られるもの
- ・取り組みの強化に至らなかったもの、計画の目標値から後退したもの
- ・実施できなかったもの ×

表 1-2 前計画の取り組みの評価(1)

施策		評価
ごみ処理基本計画		
【基本方針 1】ごみを発生させない環境づくりの推進		
〔基本施策 1〕 ごみの発生を抑制する活動の推進	1. ごみの減量化に向けた重点施策 生ごみの発生抑制施策の推進 レジ袋の削減とマイバッグ運動の推進 使い捨て製品の使用自粛の推進 販売店等の協力 フリーマーケットなどの推進 減量化実践行動の紹介	×
	2. 粗大ごみの減量化の推進	
	3. 資源ごみの減量化と処理費用の負担の調査・研究	
〔基本施策 2〕 環境教育と啓発活動による意識改革の推進	1. 環境緑化基金を運用した環境教育・研究などの推進	
	2. 講演会、懇談会などの開催	
	3. イベントの実施	
	4. ごみの組成調査の実施	
	5. 廃棄物減量等推進員制度の充実	
【基本方針 2】資源を有効に活用するシステムづくりの推進		
〔基本施策 1〕 徹底した分別による資源化の推進	1. 生ごみの堆肥化による減量化の推進	
	2. 落ち葉などの堆肥化及びその利用の推進	
	3. 廃食用油の有効活用	
	4. 資源回収ルートの利用促進	
	5. 生ごみの資源化の検討	
〔基本施策 2〕 排出事業者による資源化の推進	1. 排出者責任に基づく資源回収	
	2. 事業者への関係法令の周知	

表 1-2 前計画の取り組みの評価(2)

施策		評価
【基本方針 3】環境に配慮したごみ処理の推進		
〔基本施策 1〕 安全で環境に配慮したごみ処理体制の確保	1. 高齢化社会に対応した市民サービスの検討	
	2. 安全なごみ処理体制の確保	
	3. 効率的な収集運搬体制の検討	
〔基本施策 2〕 環境負荷が少なくなる適正処理	< 焼却・リサイクル施設の適正な運転管理 >	
	1. 処理工程によるごみの減容化・資源化の推進	
	2. 大気汚染物質の排出抑制と測定結果の公表	
	3. 熱エネルギーの有効利用	
	4. 処理体制及び処理施設の整備	
	< 最終処分場の適正な管理・運営 >	
	1. 埋立処分量削減による延命化	
2. 周辺環境に配慮した管理・運営		
3. 地球温暖化抑制対策と温室効果ガスの削減		
〔基本施策 3〕 広域的なごみ処理体制の構築	1. 災害時に発生した廃棄物の処理体制の構築	
	2. ごみの広域的な処理の推進	
【基本方針 4】環境にやさしいきれいなまちづくりの推進		
〔基本施策 1〕 不法投棄及び野外焼却の防止対策	1. 不法投棄の未然防止対策	
	2. 連絡体制の整備	
	3. 野外焼却の未然防止対策	
	4. 放置自転車の処理対策	
〔基本施策 2〕 ごみステーションの適正管理	1. パトロール及び啓発活動の強化	
〔基本施策 3〕 清掃ボランティア活動への支援	1. ボランティアごみの収集運搬体制の整備	
生活排水処理基本計画		
【基本方針 1】生活排水処理施設の整備の推進		
【基本方針 2】下水道未接続者への早期接続の啓発指導		
【基本方針 3】単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の啓発		
【基本方針 4】排出量に見合った収集運搬と処理体制の確保		

2 進捗状況の管理

本計画の確実な達成を図るため、毎年度の実施計画の作成（PLAN）、その実行（DO）、進捗状況の点検・評価（CHECK）、改善・見直し（ACTION）を行います。また、社会情勢等の理由から進捗状況に遅れが生じた場合は、次年度の関連施策を強化することによりフォローアップします。

本計画は、2023年度、もしくは目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえた適切な時期に見直しを行います。

なお、本計画、本計画を見直した計画及び毎年度の実施計画は、本市ホームページなどにおいて公開します。

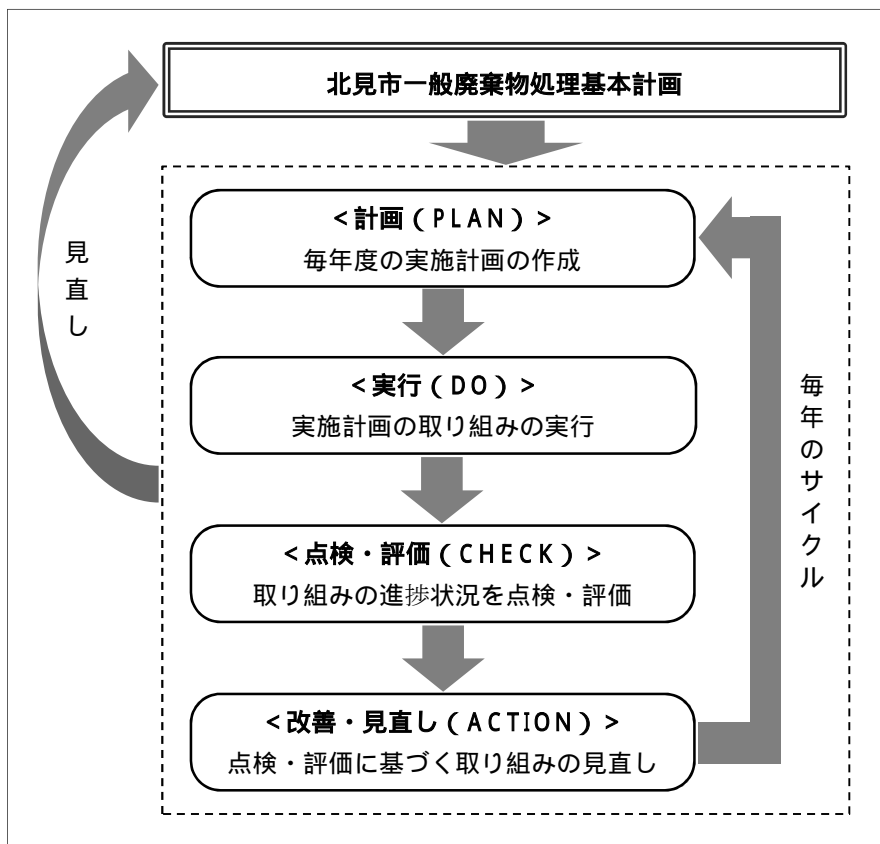


図 1-5 計画の進捗状況の管理方法

1 第四次循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

表 1-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

項目		概要
中長期的な方向性	持続可能な社会づくりとの統合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 環境、経済、社会的側面を統合的に向上
	地域循環共生圏形成による地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源生産性向上 生物多様性の確保 低炭素化 地域の活性化 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり
	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	<ul style="list-style-type: none"> 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」
	適正処理の推進と環境再生	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創造
	災害廃棄物処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強化）
	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	<ul style="list-style-type: none"> 資源効率性が高く、現在及び将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
	循環分野における基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会
指標・数値目標	資源生産性	約49万円/t（2025年度）
	人口側の循環利用率	約18%（2025年度）
	出口側の循環利用率	約47%（2025年度）
	最終処分量	約1,300万t（2025年度）
	循環型社会ビジネスの市場規模	平成12年度の約2倍（2025年度）
	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率	21%（2022年度）
	1人1日あたりのごみ排出量	約850g/人・日（2025年度）
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日（2025年度）
	一般廃棄物最終処分場の残余年数	平成29年度の水準（20年分）を維持（2022年度）
	災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100%、市町村60%（2025年度）

2 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）」を定めています。平成 28 年 1 月に内容の一部変更・追加がなされました。

表 1-4 廃棄物処理基本方針の変更・追加箇所の概要

項目		概要
基本的な方向		<ul style="list-style-type: none"> 世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題へ対応する。 低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。
減量化の目標 (2020 年度)	排出量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度（2012年度）比約12%削減 【産業廃棄物】平成24年度（2012年度）に対し増加を約3%に抑制
	再生利用率	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度（2012年度）約21%から約27%に増加 【産業廃棄物】平成24年度（2012年度）約55%から約56%に増加
	最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度（2012年度）比約14%削減 【産業廃棄物】平成24年度（2012年度）比約1%削減
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量：500g/人・日	
その他の目標 (平成 30 年度)	家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数：200市町村（平成25年度43市町村）	
	家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制構築市町村割合：100%（平成25年度約59%）	
	使用済み小型電子機器等の再生のための回収実施市町村割合：80%（平成25年度約43%）	
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスを削減する。 自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組みとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。 使用済み小型電子機器等を市町村等へ引き渡す。
	市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置づけるように努める。 他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。 災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保する。
	国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。 水銀廃棄物の適正な回収を促進する。
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。 地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。
	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。

3 北海道廃棄物処理計画

北海道は、平成 27 年 3 月に「北海道廃棄物処理計画（第 4 次）」を策定しました。

北海道廃棄物処理計画（第 4 次）は、国の廃棄物処理基本方針で示されている廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保のほか、北海道が目指す循環型社会の実現に向けたバイオマスの利活用、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興を視点としています。

表 1-5 北海道廃棄物処理計画の目標

項目	指標	基準年度 2014 年度 (平成 24 年度)	目標年度 2019 年度
排出抑制に関する 目標	一般廃棄物の排出量	2,013千 t	1,800千 t 以下 (約11%減)
	1人1日あたりのごみ排出量	1,004 g /人・日	940g/人・日以下
	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	622 g /人・日	590g/人・日以下
	産業廃棄物の排出量	38,752千 t	39,000千 t 以下
適正な循環的利用 に関する目標	一般廃棄物のリサイクル率	23.6%	30%以上
	産業廃棄物の再生利用率	55.9%	57%以上
適正処分の確保に 関する目標	一般廃棄物の最終処分量	402千 t	290千 t 以下 (約28%削減)
	産業廃棄物の最終処分量	721千 t	570千 t 以下 (約21%削減)
バイオマスの利活用 に関する目標	廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	86%	88%以上